

12月の相談日です。

日々の生活の中で、誰かに相談したいと思っていることや疑問に感じていることはありませんか。

そんなあなたからの声に応えるための各種無料相談窓口を紹介します。

秘密は厳守されますので、ひとりで悩まず、まずは相談してみたいかがですか。

一般相談

日常生活の中での困りごとや悩み、分からないことなどの相談を受け付けます。困ったらまずは相談を。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

心配ごと相談

日常生活から起こる家庭問題や金銭貸借などの紛争を解決。司法書士が対応します。

期日 12月11日(木)・25日(木)
時間 9：00～11：30
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

女性相談

女性の抱えるさまざまな悩みを、女性相談員と一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いを電話や面接にて対応します。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：15～16：00
会場 さざんか
☎家庭児童相談室 ☎230086

介護相談

介護する人たちを支えるため、相談・支援体制を整えています。

期日 月曜日～金曜日
* 祝日を除く。
時間 9：00～17：00
(水曜日は19時まで)
会場 さざんか
☎長寿介護課 ☎230076

消費生活相談

契約トラブルや消費者金融、多重債務、商品苦情など、消費や契約に関する相談を受け付けます。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～12：00
13：00～16：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088

暮らしなんでも無料相談

日常生活でのトラブルや悩みごと、困ったことなどの相談を受け付けています。

期日 月曜日～金曜日
時間 9：00～17：00
☎ライフサポートセンターしずおか
しだはい事務所 ☎054(646)6055

税の無料相談

税に関するあらゆる相談に無料で応じます。東海税理士会島田支部へ相談者による事前予約が必要です。

期日 12月18日(木)
時間 13：30～15：30
会場 市民相談センター
☎東海税理士会島田支部 ☎0547(37)6575

高齢者虐待予防相談

「高齢者に関する虐待かな」と思ったときの相談です。事前に問い合わせの上、お気軽にご相談ください。

期日 12月20日(金)
時間 13：30～16：00
会場 さざんか
☎地域包括支援センターオリーブ ☎28822

12月の相談



静岡牧之原茶マスコット
チャーライン

法律相談(先着8人)

相続や遺産分割、離婚、多重債務や債務整理などの法律解釈や手続き、人権に関する相談などを無料で受け付けます。

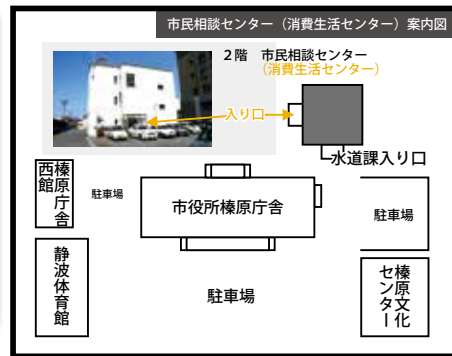
弁護士、行政相談員、人権擁護委員が1回30分に対応します。相談時には、参考となる書類などを持参してください。
なお、市内在住者のみ事前予約が可能です。

期日 ①12月4日(木)・②18日(木)
時間 10：00～12：00
13：00～15：00
会場 市民相談センター
予約 下記期間に電話で受け付け
①11月21日(木)～12月3日(木)
②12月5日(木)～12月17日(木)
☎市民相談センター ☎230088

行政相談

行政相談委員が、行政に対する苦情や要望などの相談を受け付けます。

期日 12月4日(木)・18日(木)
時間 10：00～12：00
会場 市民相談センター
☎市民相談センター ☎230088



*職員や来庁者など、他人に会うことなく入ることができます

子育て

毎年11月は「秋のこどもまんなか月間」
ひとりで抱え込まず、連絡・相談してください
問い合わせ 福祉相談課 鈴木 ☎(23) 0086



は「クセ防止」色明けて
ボン待マンじを表
ジリ待マンじを表
オレン童ボオオ
のシン童ボオオ
では子どもを来
います。

こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に広報・啓発活動などさまざまな取り組みを集中的に実施します。

市における取り組み
「ポスターやリーフレットなどによる啓発」

各自自治会、公共機関や医療機関をはじめとした関係機関にポスターなどを掲示し、児童虐待の早期発見、通報、見守りについて周知します。

市内商店での街頭啓発
市民の皆さんに児童虐待防止についての理解を深めてもらうため、市内商店4カ所で街頭啓発を実施します。

こんな時はご連絡ください
「心配な子がいるけど、連絡していいのかわからない…」

子どもが自らSOSを出すことはとても勇気のいることです。連絡することは、保護者を通報することではなく、子どもと保護者の支援の第一歩となります。虐待でなかったとしても、相談者に責任はありません。相談者が誰であるのかを教えることはなく、連絡は匿名でも構いません。相談内容に関する秘密は守られます。

「子育てに悩みを抱えているけど、誰にも相談していない…」
子育てに悩んだり、時には子どもに対してネガティブな感情を抱えてしまったり…。それは決して恥ずかしいことではありません。大切なのは、その気持ちに気付いて誰かに助けを求めることです。一人で抱え込まず、児童相談所や市の窓口で連絡、相談してください。



連絡・相談先
▼虐待対応ダイヤル
☎189 (通話料無料)
▼市福祉相談課 ☎(23) 0086
▼静岡県中央児童相談所
☎054(646)3570

福祉

地域全体の見守りと早期発見が重要
高齢者と障がい者を虐待から守る
問い合わせ 福祉相談課 良知 ☎(23) 0078

高齢者や障がい者への虐待は、大きな社会問題になっています。虐待を早期に発見し、地域全体で見守り、支援できれば、高齢者や障がい者は健やかに暮らすことができ、万が一の虐待からも救うことができます。

こんなことが虐待になります

▼身体的虐待 暴力を振るい体に傷や痛みを負わせること。身動きが取れない状態にすること
▼心理的虐待 侮辱や拒絶の言葉・態度で精神的苦痛を与えること
▼経済的虐待 本人の同意なしに財産や年金、貸金などを使うこと。理由なく金銭を与えないこと
▼ネグレクト(介護や世話の放棄) 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること
▼性的虐待 無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること
▼虐待となる要因
家庭内のストレスや経済的な困難、精神的問題など、さまざまな要因があります。特に認知症や精神疾患を抱える人々に対して、その病状や行動の背景にある理由を理解しないことにより、介護者は

適切な対応ができずストレスが生じて、虐待行為につながる場合があります。介護している人は、悩みや心配事を一人で抱えこまないでください。専門機関や相談窓口を上手に活用しましょう。

周囲の気づきと通報

虐待を防ぐには周囲の早期発見が重要です。地域ぐるみの見守りが、虐待されている人だけでなく虐待をしている家族などが抱える問題の解決にもつながります。守秘義務により通報者名と内容は守られますので、虐待を発見した時や虐待かもという疑いを持った時にはすぐに通報してください。

連絡・相談先
「高齢者・障がい者の介護に関する相談／虐待の通報先」
▼市福祉相談課 ☎(23) 0078
▼「高齢者の介護に関する相談」
☎(53) 1900
▼地域包括支援センターさながら(相良・地頭方・菅山小学校区)
☎(22) 8822
▼地域包括支援センターオリーブ(川崎・細江・坂部小学校区)
☎(23) 3600
▼地域包括支援センターさんいく(萩間・牧之原・勝間田小学校区)